

令和5年度

港区環境マネジメントシステム実績報告

港 区

目 次

港区平和都市宣言

港区環境マネジメントシステムの経緯・目的・・・・・・・・・・	1
港区環境マネジメントシステムの対象範囲・・・・・・・・・・	2
環境マネジメントシステム仕組み・運用体制・・・・・・・・・・	3
港区環境方針・・・・・・・・・・	5
港区環境率先実行計画について・・・・・・・・・・	6
環境マネジメントシステム取組結果・・・・・・・・・・	7
内部環境監査について・・・・・・・・・・	12
第三者評価について・・・・・・・・・・	14
区長によるマネジメントレビュー・・・・・・・・・・	16

港区平和都市宣言

かけがえのない美しい地球を守り、世界の恒久平和を願う人びとの心は一つであり、いつまでも変わることはありません。

私たちも真の平和を望みながら、文化や伝統を守り、生きがいに満ちたまちづくりに努めています。

このふれあいのある郷土、美しい大地をこれから生まれ育つ子どもたちに伝えることは私たちの務めです。

私たちは、我が国が『非核三原則』を堅持することを求めるとともに、ここに広く核兵器の廃絶を訴え、心から平和の願いをこめて港区が平和都市であることを宣言します。

昭和 60 年 8 月 15 日

港 区

港区環境マネジメントシステムの経緯

港区では、平成12年度に「港区環境率先実行計画（みんなとエコ21計画）」を策定するとともに、平成13年度から庁内における環境配慮行動を確実に推進するためにISO14001を認証取得して環境配慮行動に努めてきました。

平成22年度には、「港区環境方針」を策定し、ISO14001に準じた港区環境マネジメントシステム（以下「EMS」という。）に移行するとともに、「エネルギーの使用の合理化等に関する法律（現在の法律名：エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律。以下「省エネ法」という。）」、「地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「温対法」という。）」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（以下「東京都環境確保条例」という。）」に基づき、区有施設の二酸化炭素排出量及びエネルギー使用量の報告を開始しました。

また、平成23年3月11日に発生した東日本大震災以降を契機に、施設のエネルギー使用量の削減を強化し、平成25年度からはエネルギー管理に重点をおいたマネジメントシステムを構築し、運用しています。

平成28年度からは、EMSを第4次港区環境率先実行計画の進捗管理ツールと位置付け、計画の目標達成に向けて、二酸化炭素排出量及びエネルギー使用量の削減に向けて取り組みました。

令和3年度からは、港区環境基本計画に基づき引き続き取組を行っています。

港区環境マネジメントシステムの目的

EMSでは、港区環境方針を踏まえた上で、港区環境基本計画で定めた二酸化炭素排出量の削減、環境法令等の遵守徹底、職員による地球温暖化防止意識のさらなる向上のため、PDCAサイクルの手法を用いて、継続的な改善を図りながら取り組んでいます。

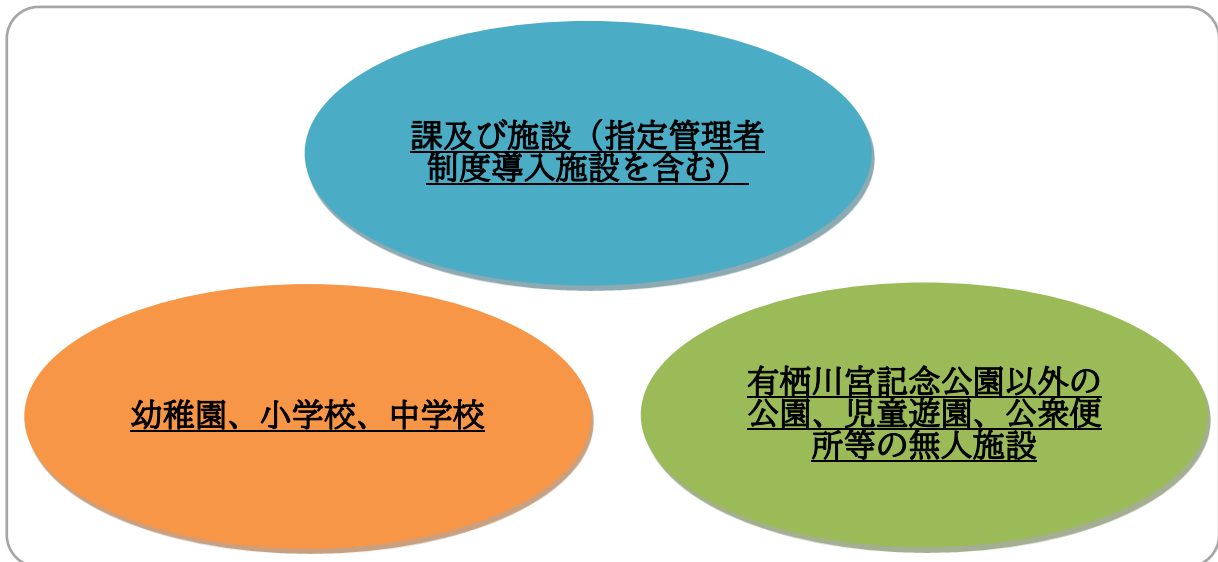
【港区環境マネジメントシステムの主な目的】

- ① 「港区環境基本計画」で定めた二酸化炭素排出量の削減目標の達成
- ② 環境法令等の遵守徹底
- ③ 職員による地球温暖化防止意識のさらなる向上

環境マネジメントシステムの対象範囲

港区環境マネジメントシステムの対象範囲は、区の全ての施設における事務事業と職員全員です。ただし、幼稚園・小中学校については、別途『港区学校版環境マネジメントシステム』に基づき、園児、児童、生徒が中心となった環境活動を推進していきます。

【港区環境マネジメントシステムの対象】



【各対象における港区環境マネジメントシステムの運用管理項目】

	エネルギー使用量等 の実績の把握	環境法令の遵守及び環 境リスクの適正管理	港区環境基本計画に基 づくエネルギー等削減 の取組
課及び施設 （指定管理者制 度導入施設を含 む）	○	○	○
幼稚園、小学校、 中学校	○	— (※1)	— (※2)
有栖川宮記念公 園以外の公園、児 童遊園、公衆便 所等の無人施設	○	○	—

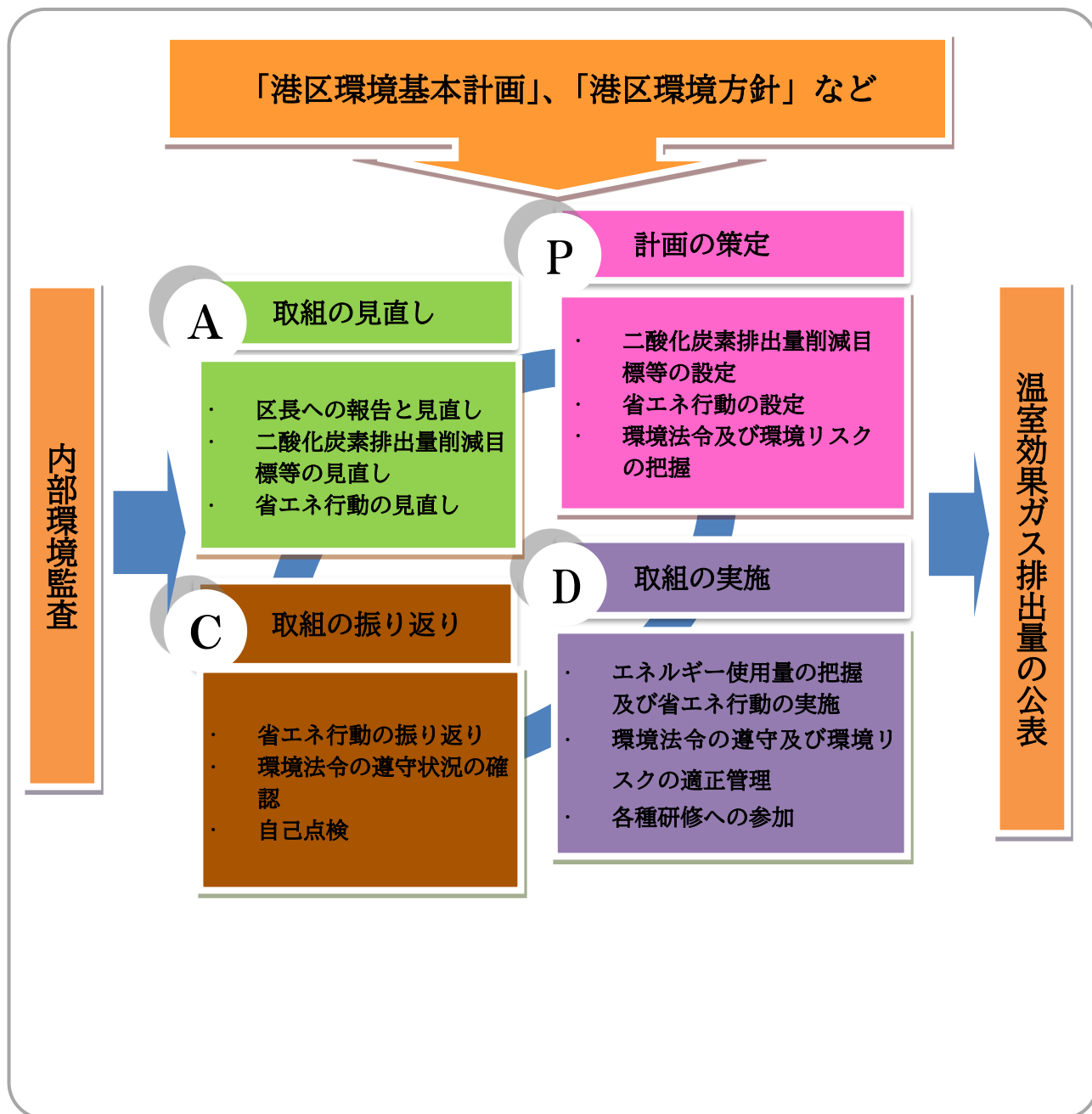
※1 教育委員会事務局学務課で対応

※2 港区学校版環境マネジメントシステムにより対応

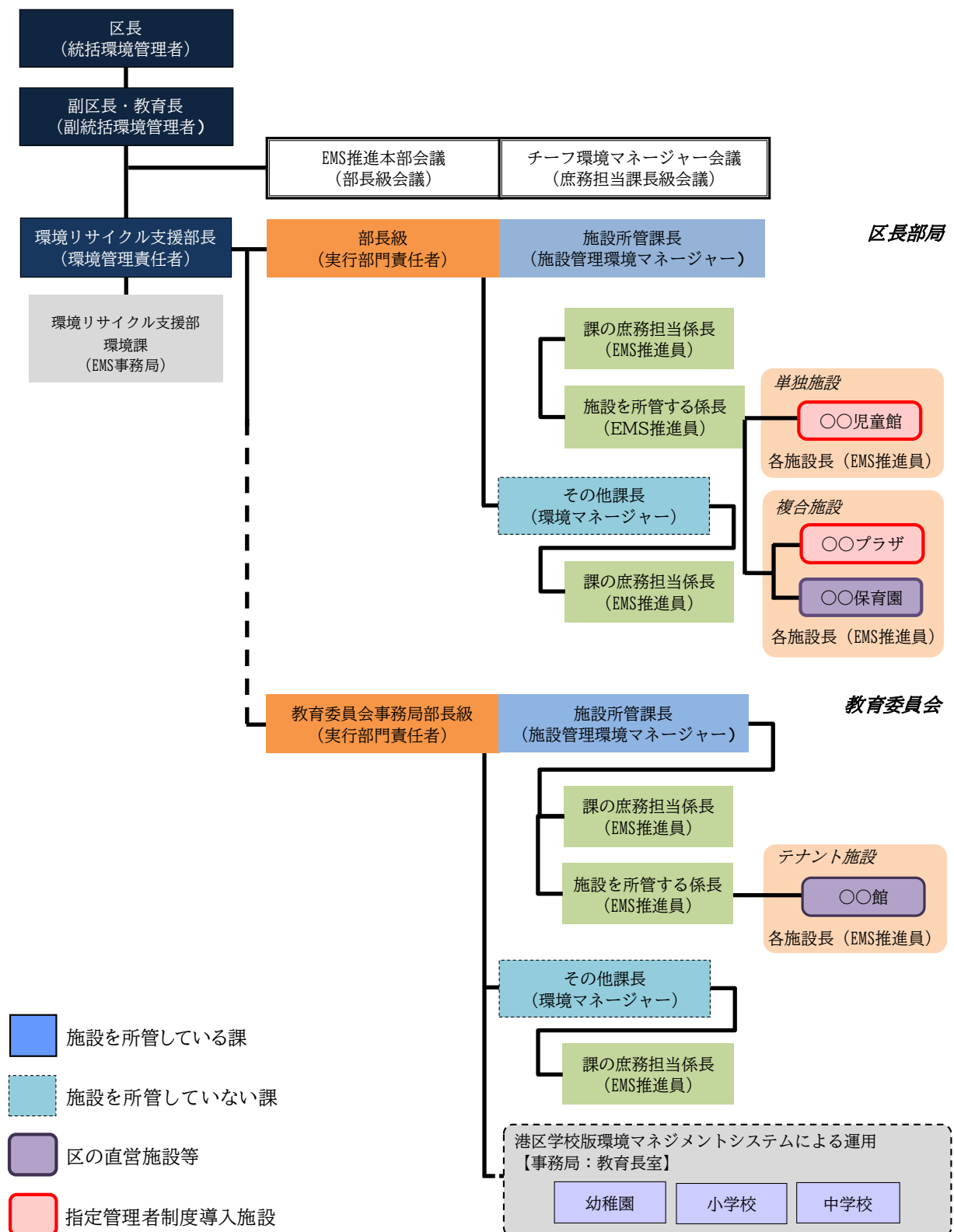
港区環境マネジメントシステムの仕組み・運用体制

港区環境マネジメントシステムは、ISO14001 に準じて、以下の仕組みで運用していきます。

【港区環境マネジメントシステムの仕組み】



【港区環境マネジメントシステム組織図】



港区環境方針

区では、ISO14001 に準ずる環境マネジメントシステムの導入に伴い、港区環境方針を平成 22 年 4 月に策定しました。

港区環境方針は、区が一事業者として取り組む、環境に関する取組の基本的な方向性を示したものです。港区環境マネジメントシステムは、本方針の実現に向けた取組を実施するための体制・手続き等の仕組みを指します。職員は、この方針の基本理念を理解し、基本方針に示された取組に基づき、所属での環境配慮活動を実践します。

港区環境方針

基本理念

区は、首都東京の都心にふさわしい風格と安全性を備え、住と職が調和した、地球環境にも貢献する街づくりを推進し、住み、働き、学び、憩う人々が集う場として、人にやさしく誰もが心地よく暮らせる環境を実現します。

地球環境保全の重要性を自覚した上で、区は、区内有数の大規模事業所として、自ら率先して、良好な生活環境の創造に取り組み、居住と都市活動の持続が可能な「居住環境都市」を目指すことを宣言します。

区民や区内の事業者の皆さんとともに、身近な環境を大切に、地球環境を守り、次世代に継承していくため、持続可能な循環型社会を形成して、環境に配慮した区政運営を行います。

環境方針

- 1 区は、港区環境基本計画並びに港区環境率先実行計画等に基づき、以下のことを積極的に推進します。
 - (1) 区は、率先して地球温暖化対策に取り組むため、事務事業によるエネルギー使用量と温室効果ガス排出の抑制に努めます。
 - (2) 事務事業において、省資源とグリーン購入に努めます。
 - (3) 区民及び事業者と連携して、ごみ減量やりサイクル、その他環境負荷軽減に努めます。
- 2 環境に関する法令等を遵守し、環境汚染の予防に努めます。
- 3 環境目的及び目標を具体的に定め、環境保全行動の中で、継続的な見直し及び改善に取り組みます。
- 4 本方針を全職員が理解して、行動できるよう研修を徹底します。
- 5 本方針及び環境保全行動の結果について、広く公表します。

平成 22 年 4 月 1 日

港区環境基本計画（港区環境率先実行計画）について

【目的】

本計画は、区が事業者として温室効果ガスを削減するため、港区環境基本条例に基づく区がとるべき行動やその他の区の事務事業に係る環境行動を率先して実行するために策定しています。また、地球温暖化対策の推進に関する法律によって地方公共団体に策定が義務付けられている、温室効果ガス排出量の抑制等のための計画のうち、「地方公共団体実行計画（事務事業編）」として位置づけています。

本計画では、区が事業者として排出する温室効果ガスの削減に一層強力に取り組むため、区有施設からの二酸化炭素排出量の削減目標を設定して取組を推進しています。

EMS では、港区環境基本計画（港区環境率先実行計画）の進捗管理ツールとして、計画の目標達成に向けて、二酸化炭素排出量及びエネルギー使用量の削減に向けて取組を強化しています。

【計画期間】

令和3年度から令和8年度まで

【対象範囲】

「区の事務及び事業」全てを対象

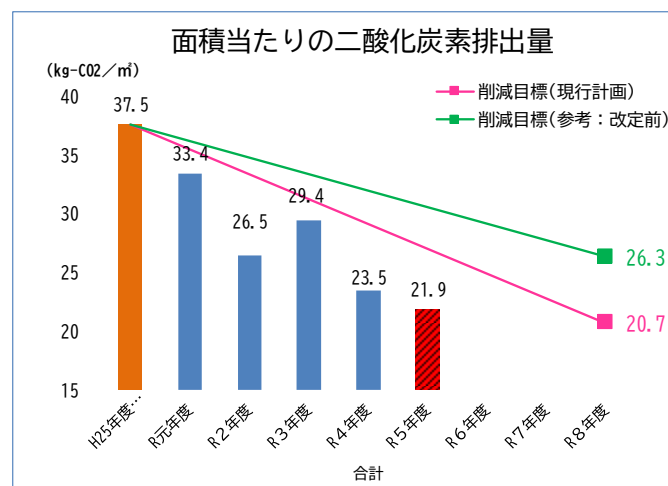
【港区環境基本計画（港区環境率先実行計画）で定める目標※】

令和8（2026）年度の区有施設の面積当たりの二酸化炭素排出量を平成25（2013）年度比 ▲45%の水準とする。

※環境基本計画令和5年度改定版において、令和32（2050）年までに区内の二酸化炭素排出実質ゼロの達成を牽引するため、目標値を引き上げ（改定前：30%）。

【取組結果】

令和5年度の区有施設の面積当たりの二酸化炭素排出量は、令和4年度に引き続き、区有施設への再生可能エネルギー由来100%電力の導入によって削減が進んでおり、令和8年度の削減目標に届きそうな水準です。



環境マネジメントシステム取組結果【区有施設の取組】

港区環境基本計画（港区環境率先実行計画）の取組状況

●二酸化炭素排出量の推移

	平成 25 年度 (基準値)	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
区長部局						
総量 (t-CO ₂)	14,640	13,995	12,793	13,108	10,661	9,559
延床面積 (m ²)	384,117	446,851	446,118	453,778	458,900	452,318
面積当たりの排出量 (kg-CO ₂ /m ²) (基準値からの増減率)	38.1	31.3 (▲17.8%)	28.7 (▲24.8%)	28.9 (▲24.2%)	23.2 (▲39.0%)	21.1 (▲44.6%)
教育委員会						
総量 (t-CO ₂)	10,548	11,711	7,556	10,053	8,478	7,973
延床面積 (m ²)	286,698	322,995	322,502	334,758	356,457	349,813
面積当たりの排出量 (kg-CO ₂ /m ²) (基準値からの増減率)	36.8	36.3 (▲1.5%)	23.4 (▲36.3%)	30.0 (▲18.4%)	23.8 (▲35.4%)	22.8 (▲38.0%)
合計						
総量 (t-CO ₂)	25,187	25,705	20,349	23,161	19,139	17,532
延床面積 (m ²)	670,814	769,846	768,620	788,537	815,356	802,132
面積当たりの排出量 (kg-CO ₂ /m ²) (基準値からの増減率)	37.5	33.4 (▲11.1%)	26.5 (▲29.5%)	29.4 (▲21.8%)	23.5 (▲37.5%)	21.9 (▲41.8%)

●エネルギー使用量の推移（参考）

	平成 25 年度 (基準値)	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
区長部局						
総量 (KL)	8,619	9,177	9,081	9,352	9,717	9,623
延床面積 (m ²)	384,117	446,851	446,118	453,778	458,900	452,318
面積当たりの使用量 (L/m ²) (基準値からの増減率)	22.4	20.5 (▲8.5%)	20.4 (▲9.3%)	20.6 (▲8.2%)	21.2 (▲5.6%)	21.3 (▲5.2%)
教育委員会						
総量 (KL)	6,253	6,913	6,810	7,382	7,990	8,072
延床面積 (m ²)	286,698	322,995	322,502	334,758	356,457	349,813
面積当たりの使用量 (L/m ²) (基準値からの増減率)	21.8	21.4 (▲1.9%)	21.1 (▲3.2%)	22.1 (1.1%)	22.4 (2.8%)	23.1 (5.8%)
合計						
総量 (KL)	14,872	16,090	15,891	16,733	17,707	17,695
延床面積 (m ²)	670,814	769,846	768,620	788,537	815,356	802,132
面積当たりの使用量 (L/m ²) (基準値からの増減率)	22.2	20.9 (▲5.7%)	20.7 (▲6.7%)	21.2 (▲4.3%)	21.7 (▲2.0%)	22.1 (▲0.5%)

※区長部局：公園（有栖川宮記念公園を除く）・児童遊園・緑地・遊び場・公衆便所は対象外

教育委員会：教育委員会所管の全施設が対象

※二酸化炭素排出量及びエネルギー使用量の算出にあたっては、各年度の換算係数を使用しています。

※エネルギー使用量は省エネ法の「未利用熱活用制度」を利用し、総量を差し引いています。

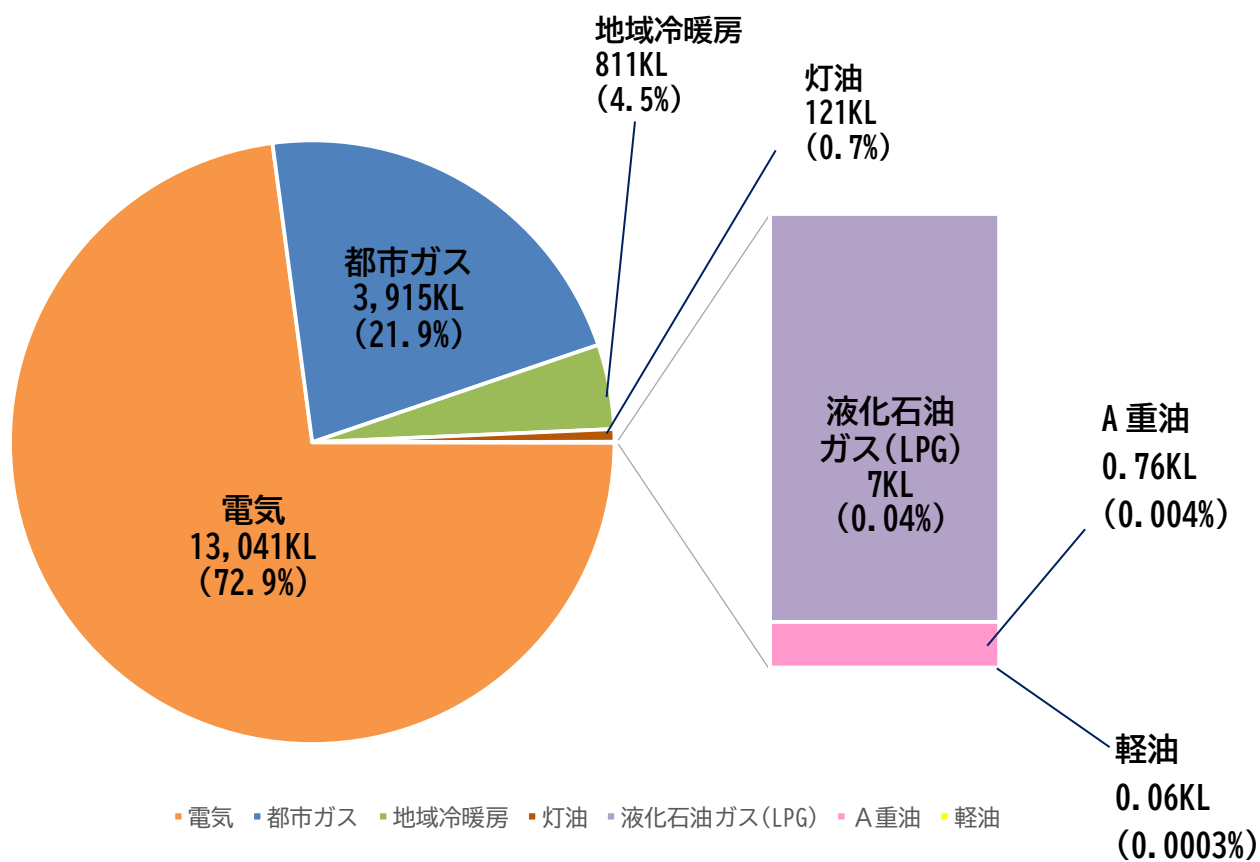
【参考】エネルギー種別使用実績

【区有施設全体（区長部局＋教育委員会）】

エネルギー種別	使用量		原油換算量	
電気	51,256,484	kWh	13,041	KL
都市ガス	3,372,133	m ³	3,915	KL
地域冷暖房※	34,372	GJ	811	KL
灯油	121,159	L	121	KL
液化石油ガス(LPG)	5,234	kg	7	KL
A重油	753	L	0.76	KL
軽油	60	L	0.058	KL
合計			17,895	KL

※ 「未利用熱活用制度」により購入した未利用熱（GJ）は含まない。

令和5年度 区有施設全体（区長部局＋教育委員会） エネルギー種別グラフ

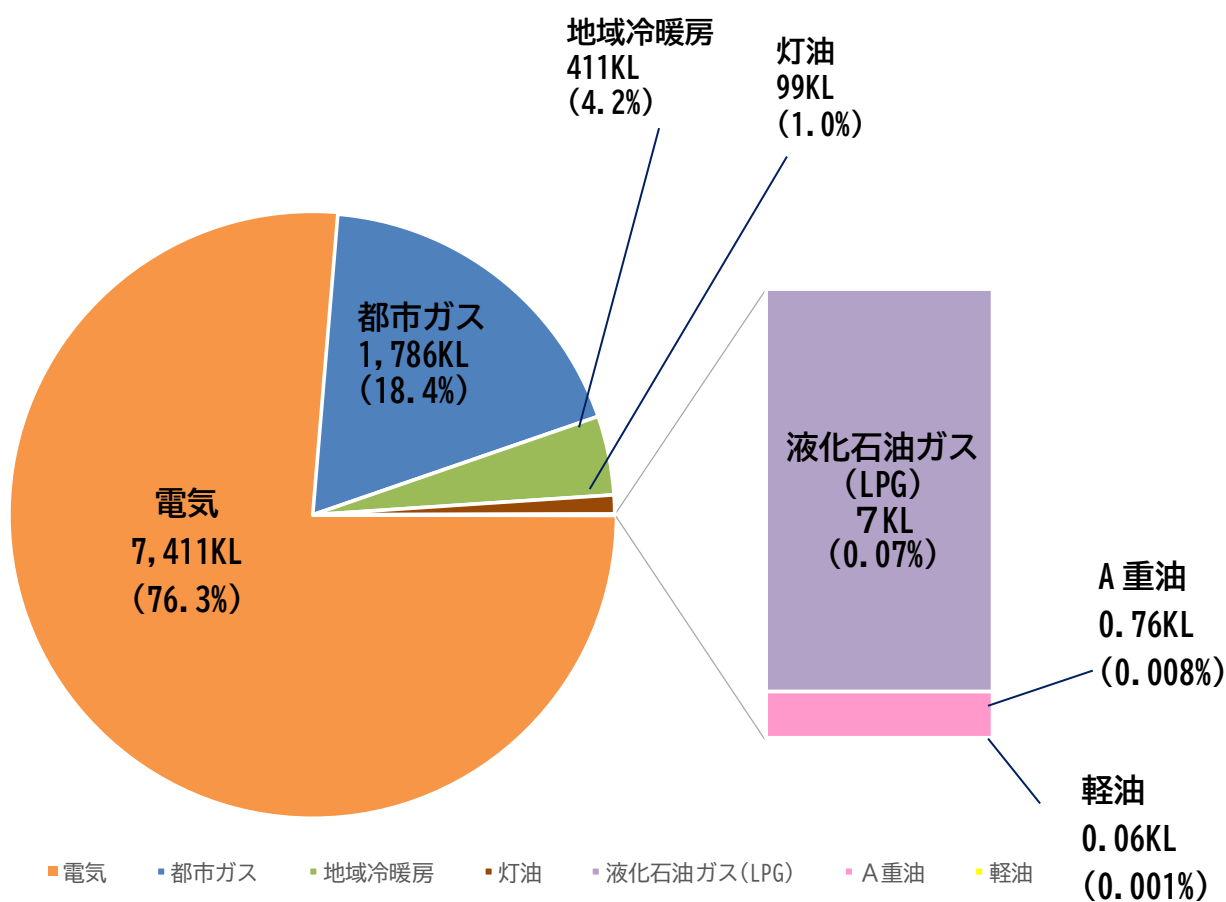


【区長部局】

エネルギー種別	使用量		原油換算量	
電気	29,020,089	kWh	7,411	KL
都市ガス	1,538,683	m ³	1,786	KL
地域冷暖房※	17,094	GJ	411	KL
灯油	104,200	L	99	KL
液化石油ガス(LPG)	5,088	kg	7	KL
A重油	753	L	0.76	KL
軽油	60	L	0.06	KL
合計			9,715	KL

※ 「未利用熱活用制度」により購入した未利用熱（GJ）は含まない。

令和5年度 区長部局 エネルギー種別グラフ

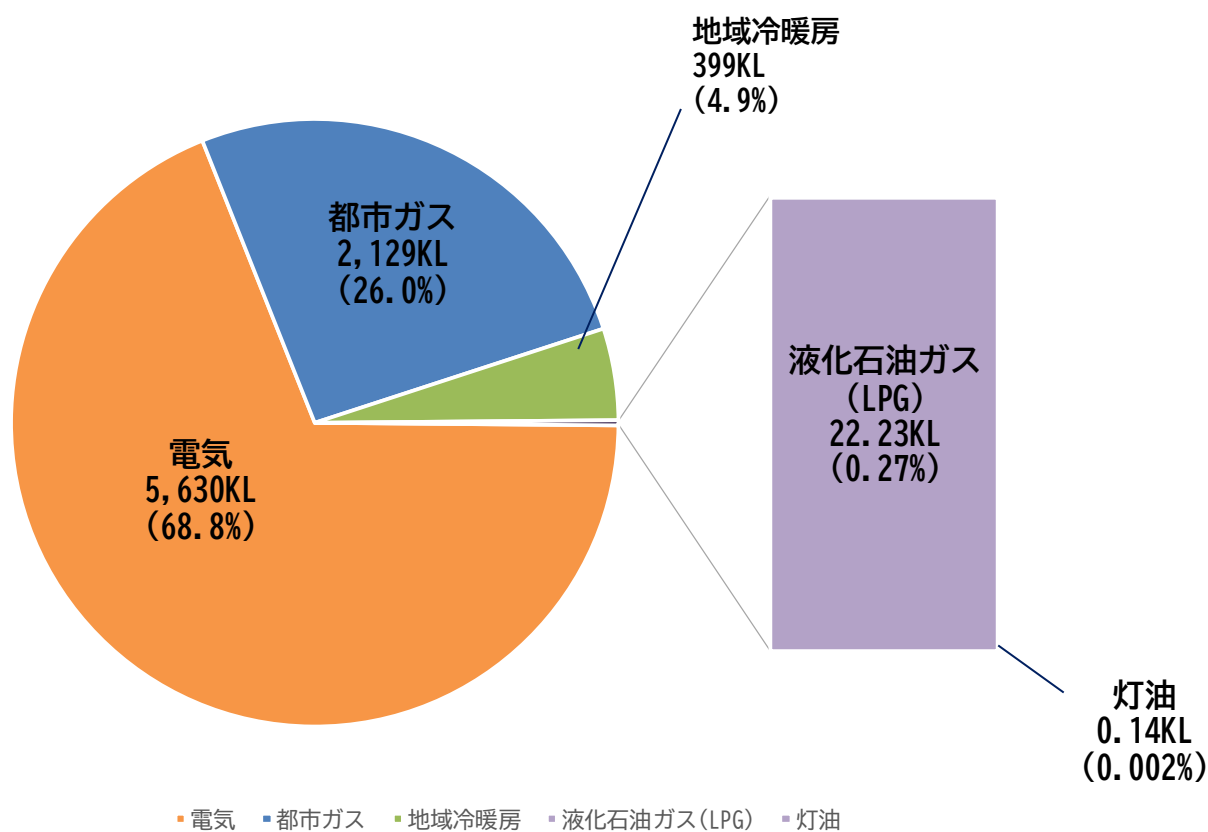


【教育委員会】

エネルギー種別	使用量		原油換算量	
電気	22,236,395	kWh	5,630	KL
都市ガス	1,833,450	m ²	2,129	KL
地域冷暖房※	17,278	GJ	399	KL
灯油	145	kg	0.14	KL
液化石油ガス(LPG)	16,959	L	22.23	KL
合計			8,181	KL

※ 「未利用熱活用制度」により購入した未利用熱（GJ）は含まない。

令和5年度 教育委員会 エネルギー種別グラフ



【参考3】その他取組結果

●用紙使用量

令和5年度の用紙使用量は34,850,928枚でした。令和4年度と比較すると、約1.52%減少しています。

●印刷物量

令和5年度の印刷物量は23,887,090枚でした。令和4年度と比較すると、約22.86%減少しています。

※印刷物の大きさに関わらず、印刷物量（枚）＝印刷したページ数×冊数で計算しています。

●廃棄物の再資源化率

令和5年度の再資源化率は約30.3%でした。令和4年度と比較すると約3.2ポイント減少しています。

●庁有車の燃料使用量

令和5年度の庁有車の燃料使用量は、ガソリンは18,323リットル、軽油は19,862リットル、天然ガスは33,463m³となりました。LPGを使用する車の利用はありませんでした。

令和4年度と比較すると、ガソリンは13%減少、軽油は1%減少、天然ガスは1%増加となっています。

●水道水の使用量

令和5年度の上水の使用量は753,369m³、下水の使用量は674,931m³でした。令和4年度と比較すると上水は約4.4%増加し、下水は約0.6%減少しています。

●グリーン購入等の推進

事務用品等については、積極的にグリーン購入適合品を選択するなど、概ね適切に環境配慮製品の購入が実行できています。

また、施設の設備機器の更新においては、トップランナー製品や省エネタイプの機器を積極的に選択することにより、エネルギーの使用の合理化を推進しています。

令和3年11月には「港区電力調達方針」を改定し、再生可能エネルギーの割合が100%の電力の調達を行っています。

内部環境監査について

令和5年7月22日から令和5年10月11日にかけて、54施設（課、直営施設、指定管理者制度導入施設）を対象として内部環境監査を実施しました。

内部環境監査の結果、港区環境マネジメントシステムは、港区環境マネジメントシステムハンドブック等に規定されたルールに基づき、概ね適切に運用していることを確認しました。内部環境監査で確認された優良事項、要改善事項、要是正事項、改善提案事項の件数は、以下のとおりです。

判定区分		件数	概要
優良事項		4件	施設における省エネ対策（設備機器の運転改善等）の工夫が確認されました。
指摘事項区分	要是正事項	2件	廃棄物処理法に基づく産業廃棄物処理に関して、契約が適切に行われていませんでした。
	要改善事項	0件	法律やEMSシステムに基づく書類の記入不備はありませんでした。
意見事項区分	改善提案事項	21件	施設の省エネ対策（設備機器の運転改善等）において改善が望まれる点に関して、改善に向けた提案がなされました。

「要是正事項」は、法律に基づく取組不足の指摘と港区EMSの取組不足の指摘でしたが、いずれも適切に是正し、再発防止に努めています。

また、法律に基づく取組不足への対応及び環境法令への理解促進として、環境法令に関する研修や啓発を実施しています。

なお、「優良事項」の中で特に優れた取組に対して毎年表彰を行っています

【表彰制度のご紹介】

内部環境監査では、省エネルギーや省資源で他施設の見本となるような取組を優良事例として取り上げています。その中でも下記の施設は特に優れた取組を実施している施設として表彰しました。

対象組織	優良事項
本村保育園	・ 子どもたちの遊びの中で、暑さ対策に資する氷遊びを実施していた。氷遊びにより暑い夏を快適に過ごし、空調の設定温度を過度に下げないような工夫をしていた。 ・ 氷遊びによって空調の設定温度の緩和が期待され、空調使用に伴う電気使用量の削減が見込まれるため、子どもたちが楽しみながらも、省エネルギーの取組につながっている点が評価できる。
高輪図書館	・ 事務室の共用パソコンのモニターの電源オフを徹底するために、モニターを使用していないことが分かるよう、付箋を用いた使用状況の表示による意識付けを行っていた。 ・ この表示とパソコン使用終了時に「モニターOFF」を表示させるルールにより、誰が見ても使用状況が分かる上、職員の自発的なパソコンモニターの電源オフを促している。職員がより望ましい行動を選択できるよう、「ナッジ手法」を用いた仕組づくりを行っている点が評価できる。

第三者評価について

港区では監査結果を客観性の確保のために、一般社団法人エコステージ協会東京第三者評価委員会に上申し、審査を受けています。令和5年度の内部環境監査は同委員会より「EMSが適切に実施されている」旨の意見書を下記のとおり収受しました。

意見書ID EST-002-L

自治体エコステージ意見書

東京都港区役所
区長 武井 雅昭 様

一般社団法人エコステージ協会
東京第三者評価委員会

評価機関：
株式会社ナレッジグリーン

評価機関である株式会社ナレッジグリーンは、「自治体エコステージ訪問評価計画書」に基づき、エコステージ評価員有資格者を東京都港区役所の関係各所に派遣し、関係文書や実施記録類、職員インタビュー、現場確認等を行い、東京都港区役所の環境マネジメントシステムが自治体エコステージ規格に基づき、適切に実施されているかどうかを評価及び確認しました。これらの結果から「自治体エコステージ確認支援報告書」を作成し、一般社団法人エコステージ協会東京第三者評価委員会に上申しました。

一般社団法人エコステージ協会東京第三者評価委員会は、2024年3月14日に、第三者評価委員会を開催し、上申内容を精査し、かつ、株式会社ナレッジグリーンの当該評価員の報告を受け、厳正に審議し、以下の意見書をまとめました。

1. 第三者意見書発行日

2024年3月14日

2. 適用組織の代表所在地

区役所：〒105-8511 東京都港区芝公園1-5-25

3. 評価・確認方法

① 適用規格

- ・自治体エコステージ規格（基本事項） 2009年12月1日発行
- ・自治体エコステージ規格（推奨事項） 2009年12月1日発行

② 確認文書・記録

- ・港区環境マネジメントシステムハンドブック、関係文書、実施記録類

③ 確認方法

- ・文書・記録類の確認、職員インタビュー、現場確認

4. 結果

確認の結果、当エコステージ第三者評価委員会、並びに株式会社ナレッジグリーンの第三者意見は、次の通りです。

株式会社ナレッジグリーンは、「自治体エコステージ訪問評価計画書」に基づき、2023年7月から2023年10月にかけて、エコステージ評価員を東京都港区役所の関係各所に派遣し、港区環境マネジメントシステムハンドブック、関係文書、実施記録類及び職員インタビューを含む現場確認等を行い、東京都港区役所の環境マネジメントシステムが自治体エコステージ規格に基づき、適切に実施されていることを確認しました。

付属書

一般社団法人エコステージ協会
東京第三者評価委員会



評価機関：
株式会社ナレッジリーン

1. 適用規格

自治体エコステージ規格（基本事項） 2009年12月1日発行
自治体エコステージ規格（推奨事項） 2009年12月1日発行

2. 適用範囲

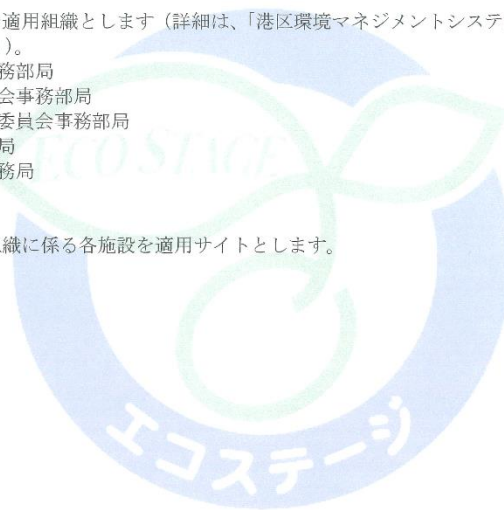
(1) 適用組織

以下の組織を適用組織とします（詳細は、「港区環境マネジメントシステム組織設置要綱」に定めるとおり）。

- ① 区長の事務部局
- ② 教育委員会事務部局
- ③ 選挙管理委員会事務部局
- ④ 監査事務局
- ⑤ 区議会事務局

(2) 適用サイト

上記の適用組織に係る各施設を適用サイトとします。



区長によるマネジメントレビュー

令和5年度港区環境マネジメントシステムの実施状況をとりまとめた結果をもとに、令和6年2月22日に区長によるマネジメントレビューが行われました。

令和6年度港区環境マネジメントシステムに向けた区長からの指示は、以下のとおりです。

●港区環境方針について

区は、今後も、港区環境方針に基づき、率先して温室効果ガス排出量やエネルギー使用量の抑制等に取り組む。

●環境目的及び目標について

「港区環境基本計画」に掲げる区有施設の二酸化炭素削減目標の達成に向け、全庁が一丸となって環境配慮行動を実施するとともに、区有施設における環境負荷の少ない電力の利用や設備の運用改善などにより、二酸化炭素排出量及びエネルギー使用量の削減に取り組むこと。

●港区環境マネジメントシステムに関連する事項について

(1) 施設のエネルギー使用状況の把握及び省エネについて

各部局は、所管する施設のエネルギー使用状況等を的確に把握し、職員の省エネ行動や設備の運用改善などに積極的に取り組むこと。地球温暖化対策担当は、各区有施設が適切なエネルギー管理を推進できる体制を整備するなど、各部局の省エネルギーに向けた取組を積極的に推進していくこと。

(2) 環境負荷の少ない電力の利用について

「港区電力調達方針」に基づいて環境に配慮し、再生可能エネルギー由来の電力を継続して利用すること。

(3) 環境法令の遵守について

各施設等とその所管部署は、該当する環境法令と遵守事項を把握し、法令遵守の徹底を図ること。

(4) 職員の環境配慮行動の徹底について

各職員は、港区環境行動指針を常に意識し、環境配慮行動を徹底すること。各部局の実行部門責任者と環境マネージャーは、責任を持って職員に環境配慮行動を徹底させること。

(5) 環境に関する動向について

地球温暖化対策担当は、環境に関する社会情勢、国及び東京都の動向等を常に把握し、適切に対応すること。

令和5年度 港区環境マネジメントシステム実績報告書

編集・発行

令和6年（2024年）12月

港区環境リサイクル支援部 環境課

〒105-8511

港区芝公園1-5-25

電話 03（3578）2111（代表）